

## 付属文書 2

### 知的財産権関連判決執行業務ガイドライン

(意見募集稿)

知的財産権の司法保護を全面的に強化し、イノベーションによる発展に寄与し、当事者による人民法院への強制執行申立てに資するものとし、知的財産権関連事件の発効した判決・裁定の法に基づく迅速な執行を確実に保証するため、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」、「中華人民共和國刑事訴訟法」等の規定に基づき、本ガイドラインを制定する。

#### 一. 知的財産権関連事件の具体的な範囲

1. 知的財産権関連事件の具体的な範囲。知的財産権関連事件には次の内容を含む。(1) 知的財産権関連民事事件。著作権、商標権、専利(特許、実用新案、意匠を含む——注記)権、技術契約、営業秘密、育成者権及び半導体集積回路の回路配置等の知的財産権並びに不正競争、独占、フランチャイズ契約に係る民事紛争事件。

(2) 知的財産権関連行政事件。当事者が著作権、商標権、専利権等の知的財産権及び不正競争等について実施された行政行為を不服として、人民法院に提起する行政紛争事件。(3) 知的財産権関連刑事事件。「中華人民共和國刑法」第三章第七節に定める知的財産権侵害犯罪事件等。

(根拠：「全国の法院における知的財産権関連民事、行政及び刑事事件裁判の「三合一」業務の推進に関する最高人民法院の意見」第7条)

## 二. 知的財産権関連民事事件の執行

(一) 当事者は訴訟の前又は訴訟段階において保全を申し立てることができる。

2. 訴訟係属中保全の申立て、担保及びその金額。一方当事者の行為又はその他の原因により、判決の執行が困難となり又は当事者にその他損害をもたらす可能性がある事件について、相手方当事者は当該当事者の財産に対する保全、当該当事者に対する一定行為の実施又は一定行為の禁止命令を申し立てることができる。当事者が申し立てない場合には、人民法院が必要時に保全措置を講じる裁定を下すこともできる。

人民法院は、保全措置を講じるに当たっては、申立人に担保の提供を命じることができ、申立人が担保を提供しない場合には、申立てを却下する旨の裁定をする。

申立人に財産保全担保の提供を命じる場合の金額は、保全請求金額の100分の30を超えない。保全を申し立てる財産が係争物である場合には、担保金額は係争物の価値の100分の30を超えない。申立人に行為保全担保の提供を命じる場合の金額は、被申立人が行為保全措置の執行により受ける可能性がある損失に相当するものでなけ

ればならず、権利侵害行為の停止命令による関連商品の販売収益、保管料等の適正な損失等を含めなければならない。

(根拠：「中華人民共和国民事訴訟法」第 100 条、「財産保全事件の処理における若干の問題に関する最高人民法院の規定」第 5 条、「知的財産紛争行為保全事件の審査における法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」第 11 条)

3. 訴訟提起前保全の申立て、担保及びその金額。利害関係人は緊急事態により、直ちに保全を申し立てなければその合法的な権益が回復困難な損害を受ける場合には、訴訟を提起する前に被保全財産の所在地、被申立人の住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に保全措置を申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には、申立てを却下する旨の裁定をする。

訴訟提起前財産保全を申し立てるに当たっては、提供する担保の金額は保全請求金額に相当するものでなければならない。状況が特殊である場合には、人民法院は事情を斟酌して処理することができる。訴訟提起前行為保全を申し立てるに当たっては、提供する担保の金額は被申立人が行為保全措置の執行により受ける可能性がある損失に相当するものでなければならない。

(根拠：「中華人民共和国民事訴訟法」第 101 条、「財産保全事件の処理における若干の問題に関する最高人民法院の規定」第 5

条、「知的財産紛争行為保全事件の審査における法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」第 11 条)

4. 法院は保全申立てを受理した後どのように措置を講じるか。  
人民法院は申立てを受理した後、法定期間内に裁定を下す。保全措置を講じる裁定を下した場合には、直ちに執行を開始する。

人民法院が講じる保全の方法と措置は、執行手続きに関する規定に従い処理する。

(根拠：「中華人民共和國民事訴訟法」第 100 条、第 101 条、  
「『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 156 条、「知的財産紛争行為保全事件の審査における法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」第 15 条)

(二) 一方当事者が義務を履行しない場合において、相手方当事者は強制執行手続きをどのように開始するか。

5. 知的財産権関連民事事件の強制執行主体。法的効力が生じた法律文書について、当事者は必ず履行しなければならない。一方当事者が履行しない場合には、相手方当事者は法に基づき管轄権を有する人民法院に執行を申し立てることができる。

法的効力が生じた民事判決、裁定、調停調書は、一審人民法院又は一審人民法院と同級の被執行財産の所在地の人民法院が執行する。知的財産法院が審理した一審事件は、知的財産法院の所在地の高級人民法院の指定管轄区内のその他中級人民法院が執行する。

(根拠：「中華人民共和国民事訴訟法」第 224 条、第 236 条、  
「知的財産法院の事件管轄等の関連の問題に関する最高人民法院の  
通知」第 6 条)

6. 強制執行の申立期間。執行申立期間は 2 年とする。執行申立て  
の時効の停止、中断には、法律の訴訟時効の停止、中断に関する規  
定を適用する。

執行申立期間は、法律文書に定める履行期間の最後の日から起算  
する。法律文書に分割履行が規定されている場合には、規定の各履  
行期間の最後の日から起算する。法律文書に履行期間に関する規定  
がない場合には、法律文書が発効した日から起算する。

(根拠：「中華人民共和国民事訴訟法」第 239 条)

7. 強制執行を申し立てるに当たって提出が必要な資料、納付する  
費用。当事者は、執行を申し立てる場合に当たっては、人民法院に  
次に掲げる書類と証書を提出し、かつ住所確認書を記入、送達しな  
ければならない。

(1) 執行申立書。執行申立書には執行申立ての理由、事項、執行  
対象、及び執行申立人が知り得る被執行者の財産状況を明記しなけ  
ればならない。

外国籍の当事者が執行を申し立てる場合には、中国語の執行申立  
書を提出しなければならない。当事者の所在国が中国と締結し又は

共同で加盟している司法共助の取決めに特別規定がある場合には、条約の規定に従い処理する。

(2) 発効した法律文書の写し

(3) 執行申立人の身分証明。公民個人が申し立てる場合には、住民身分証を提示しなければならない。法人が申し立てる場合には、法人の営業許可証の写しと法定代表者の身分証明書を提出しなければならない。その他の組織が申し立てる場合には、営業許可証の写しと主な責任者の身分証明書を提出しなければならない。

(4) 相続人又は権利承継人が執行を申し立てる場合には、相続又は権利承継の証明書類を提出しなければならない。

(5) 提出すべきその他の書類又は証書

執行申立ては執行申立費を前納しないものとし、執行申立費は人民法院が発効した法律文書で確定した内容を執行する場合を除き、被執行者から直接徴収する。

(根拠：「訴訟費用納付規則」第 20 条、「人民法院の執行業務に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(試行)」第 20 条)

8. 人民法院が立件、受理する要件。人民法院が執行事件を受理するに当たっては、次に掲げる要件に適合しなければならない。

(1) 執行を申し立てる法律文書がすでに発効している。

(2) 執行申立人が発効した法律文書で確定した権利者又はその相続人、権利承継人である。

(3) 執行申立人が法定期間内に申し立てた。

(4) 執行を申し立てる法律文書に給付内容があり、しかも執行対象と被執行者が明確である。

(5) 義務者が発効した法律文書で確定した期間内に義務を履行しない。

(6) 執行申立てを受理した人民法院の管轄に属する。

人民法院は、上述の要件に適合する申立てに対して、7日以内に立件しなければならない。上述の要件のいずれかに適合しない場合には、7日以内に受理しない旨の裁定を下さなければならない。

(根拠：「人民法院の執行業務に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(試行)」第18条)

### (三) 被執行者の財産をどのように搜索、発見するか。

9. 被執行者の財産を搜索、発見する方式。執行過程において、執行申立人は人民法院による確認と執行のために被執行者の財産の手掛りを提供する責任を有する。執行申立人は人民法院に被執行者への財産報告命令、又はネットワーク執行検索管理システムによる被執行者の資金、動産、不動産等の財産状況に対する調査の実施を申し立てることもできる。

(根拠：「民事執行中の財産調査に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(試行)」第1条)

10. 被執行者が財産報告義務に違反した場合の処罰。被執行者が報告を拒絶し、虚偽の報告を行い又は正当な理由なく財産状況の報告期間を徒過した場合には、人民法院は関連規定に従い当該被執行者を信用失墜被執行者名簿に収載し、かつ、情状の軽重に基づき被執行者又はその法定代理人、関連組織の主な責任者若しくは直接責任者に対して過料、拘留を科し、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及することができる。

(根拠：「中華人民共和国民事訴訟法」第241条、「民事執行中の財産調査に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(試行)」第9条、第10条)

(四) 人民法院はどのような執行措置を講じることができるか。

11. 人民法院は財産を発見した後どのような措置を講じることができるか。被執行者の財産を発見した後、人民法院は異なる状況に応じて、封印、押収、凍結、移動、換価等の措置を講じることができる。

(根拠：「中華人民共和国民事訴訟法」第242条)

12. 人民法院が財産を封印、凍結、押収する期間及び期間延長の方法。人民法院が被執行者の銀行預金を凍結する期間は1年を超えてはならず、動産を封印、押収する期間は2年を超えてはならず、不



動産を封印し、その他の財産権を凍結する期間は3年を超えてはならない。

執行申立人が期間の延長を申し立てた場合には、人民法院は封印、押収、凍結期間が満了する前に封印、押収、凍結の延長手続きを実施しなければならない。延長期間は上述に定める期間を超えてはならない。人民法院は職権により封印、押収、凍結の延長手続きを実施することもできる。

(根拠：「『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第487条)

13. 人民法院は財産を管理下に置いた後にどのように財産の参考価格を確定するか。人民法院は財産を封印、押収、凍結した後、競売、換価を必要とする財産に対して、通常30日以内に財産処分参考価格確定手続きを開始する。参考価格は財産の競売開始価格又は換価時の売却価格を確定するための参考とする。

(根拠：「人民法院による財産処分における参考価格の確定に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」第1条)

14. 人民法院は財産価値を確定した後にどのように換価するか。人民法院は一般的に参考価格を確定してから10日以内に財産換価手続きを開始する。換価は原則的にまずネットワーク司法競売の方式を採用しなければならない。

(根拠：「人民法院による財産処分における参考価格の確定に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」第30条、「人民法院による民事執行中の財産の競売、換価に関する最高人民法院の規定」第2条、「人民法院によるネットワーク司法競売に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」第2条)

15. 財産権証書の移転を伴う事件はどのように執行するか。人民法院は執行中に専利証書、商標証書等の関連の財産権証書の移転手続きが必要となった場合には、関連組織に執行協力通知書を発出し、その手続きへの協力を要求することができる。

(根拠：「中華人民共和國民事訴訟法」第251条、「『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第502条)

16. 代替可能又は代替不可能な行為はどのように執行するか。判決、裁定及びその他の法律文書で指定された謝罪、影響の除去等の行為に対して、被執行者が執行通知に従った履行をしない場合には、人民法院は強制的に執行し又は関連組織若しくはその他の者に実施を委託することができ、費用は被執行者が負担する。

被執行者が法律文書で指定された行為を実施せず、しかも当該行為は被執行者しか実施することができない場合には、人民法院は法に基づき過料、拘留を科し、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及することができる。

(根拠：「中華人民共和國民事訴訟法」第 252 条、「『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 505 条)

17. 財産に対する措置以外に、さらにどのような主な措置を講じることができるか。被執行者が発効した法律文書で確定した給付義務を履行しない場合には、執行申立人は被執行者に対する消費制限措置を申し立て、その贅沢消費及び生活又は経営に必要なもの以外の関連の消費を制限することができる。また、被執行者に対する出国制限措置を申し立てることができる。法定事由に該当する場合には、当該被執行者の信用失墜被執行者名簿への収載を申し立てることもできる。

(根拠：「中華人民共和國民事訴訟法」第 255 条、「被執行者の贅沢消費の制限及び消費に関する最高人民法院の若干の規定」第 1 条、「信用失墜被執行者名簿情報の公布に関する最高人民法院の若干の規定」第 1 条)

#### (五) 事件に係る金員はいつ支給されるか。

18. 事件に係る金員が法院の口座に入金された後に支給されるまで通常どれだけの時間を要するか。執行に係る金員について人民法院が指定した執行専用口座又は事件専用口座への振込又は移動が完了した場合には、人民法院は通常、執行に係る金員を受領した日から 30 日以内に、執行に係る金員の支給業務を完了する。

(根拠：「執行財産管理業務に関する最高人民法院の規定」第10条)

#### (六) 執行中の救済

19. 当事者、利害関係人が執行行為を違法であると判断した場合の救済。執行過程において、当事者、利害関係人は執行行為に基準を超えた封印等の法律の規定違反が存在すると判断した場合には、執行を担当する人民法院に書面で異議を申し立てることができる。当事者、利害関係人が書面で異議を申し立てた場合には、人民法院は書面による異議申立てを受領した日から15日以内に審査を実施しなければならない。理由が成立する場合には、取消し又は是正する旨の裁定をし、理由が成立しない場合には、却下する旨の裁定をする。当事者、利害関係人は裁定を不服とする場合には、裁定書が送達された日から10日以内に一級上の人民法院に不服を申し立てることができる。

(根拠：「中華人民共和國民事訴訟法」第225条、「『中華人民共和國民事訴訟法』の執行手続きの適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第5条)

20. 当事者以外の者が実体的権利を有することを理由に執行の阻止を主張した場合の救済。執行過程において、当事者以外の者が執行対象について所有権を主張し又はその他執行対象の譲渡、交付を阻止するに足りる実体的権利を有することを理由に書面で異議を申し

立てた場合には、人民法院は書面による異議申立てを受領した日から 15 日以内に審査を実施しなければならず、理由が成立する場合には、当該対象に対する執行を停止する旨の裁定をし、理由が成立しない場合には、却下する旨の裁定をする。当事者以外の者、当事者は裁定を不服とし、原判決、裁定に誤りがあると判断した場合には、審判監督手続きに従い処理する。原判決、裁定と関係がない場合には、裁定書が送達された日から 15 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

(根拠：「中華人民共和國民事訴訟法」第 227 条、「『中華人民共和國民事訴訟法』の執行手続きの適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第 15 条)

#### (七) 強制執行手続きはどのように終了するか。

21. 強制執行手続きが終了するまでにどれだけの時間を要するか。  
知的財産権関連民事執行事件について、被執行者に執行のために提供することが可能な財産がある場合には、通常は立件した日から 6 か月以内に執行手続きが終了する。特殊な状況があり、執行期間を延長しなければならない場合には、人民法院院長又は副院長に報告し、承認を得なければならない。

(根拠：「事件審理期間制度の厳格な執行に関する最高人民法院の若干の規定」第 5 条、「人民法院による執行事件の処理における期間に関する最高人民法院の若干の規定」第 1 条)

22. 強制執行手続きはどのような状況下で終了するか。執行申立人が執行を申し立てた事項の全部が法に基づき執行が完了し又は執行申立人が強制執行申立てを取り消す、発効した判決・裁定が取り消される等の法定事由が発生した場合には、強制執行手続きは終了する。

(根拠：「中華人民共和国民事訴訟法」第 257 条)

### 三. 知的財産権関連行政事件の執行

23. 知的財産権関連行政事件の強制執行主体。法的効力が生じた行政判決書、行政裁定書、行政賠償判決書及び行政調停調書に対して、義務を負う一方当事者が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は法に基づき人民法院に強制執行を申し立てることができる。

人民法院が行政機関による行政賠償、行政補償又はその他の行政給付義務の履行の判決を下したが、行政機関が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は法に基づき法院に強制執行を申し立てることができる。

法的効力が生じた行政判決書、行政裁定書、行政賠償判決書及び行政調停調書は、一審人民法院が執行する。一審人民法院は状況が特殊であり、二審人民法院による執行が必要であると判断した場合には、二審人民法院に報告し、その執行を求めることができる。二審人民法院は自らの執行を決定することができ、一審人民法院による執行を決定することもできる。

(根拠：「『中華人民共和国行政訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 152 条、第 154 条)

24. 知的財産権関連行政事件の強制執行の申立期間。執行申立期間は 2 年とする。執行申立ての時効の停止、中断には、法律の関連規定を適用する。

執行申立期間は法律文書に定める履行期間の最後の日から起算する。法律文書に分割履行が規定されている場合には、規定の各履行期間の最後の日から起算する。法律文書に履行期間に関する規定がない場合には、当該法律文書が当事者に送達された日から起算する。

申立期間を徒過した場合には、正当な理由がある場合を除き、人民法院は申立てを受理しない。

(根拠：「『中華人民共和国行政訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈」第 153 条)

25. 知的財産権関連行政事件の執行手続き。人民法院は、行政執行事件を処理するに当たっては、行政法、行政訴訟法及び関連の司法解釈の規定を適用する。関連規定がない場合には、民事執行に関する規定を参照する。

(根拠：「中華人民共和国行政訴訟法」第 101 条)

#### 四．知的財産権関連刑事事件の財産部分に係る事項の執行

26. 知的財産権関連刑事事件の財産部分に係る事項の強制執行主体。法的効力が生じた刑事訴訟の判決・裁定の主文で確定した次に掲げる財産部分に係る事項については、一審人民法院がこれを執行する。

(1) 罰金、財産の没収

(2) 損害賠償命令

(3) 事件に伴い移送される不正に得た金品

(4) 事件に伴い移送される犯罪に用いられた本人の財産の没収

(5) その他人民法院が執行すべき関連事項

(根拠：「刑事訴訟の判決・裁定の財産部分に係る執行に関する最高人民法院の若干の規定」第1条、第2条)

27. 知的財産権関連刑事事件の財産部分に係る事項の執行手続き。人民法院は、刑事訴訟の判決・裁定の財産部分に係る執行事件を処理するに当たっては、刑法、刑事訴訟法及び関連の司法解釈の規定を適用する。関連規定がない場合には、民事執行に関する規定を参照する。

(根拠：「刑事訴訟の判決・裁定の財産部分に係る執行に関する最高人民法院の若干の規定」第16条)



最高人民法院 HP:

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-222961.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。